

令和7年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

＜各サービス個別＞ 福祉用具系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。
受講確認を行いますので、受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）

次第

1. 令和7年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）

令和7年度の運営指導における指摘事項等について

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

衛生管理等

(3). 指摘内容

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が実施されていない。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

虐待の防止

(3). 指摘内容

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について従業員等に周知徹底すること。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備しなければならないにもかかわらず、整備されていない事例が認められた。速やかに整備すること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

業務継続計画の策定等

(3). 指摘内容

必要な研修及び訓練が実施されていなかった。従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、概要がわかるように明確に記録に残すこと。

福祉用具系サービスで必要な各種委員会、研修、訓練

業務継続計画 (災害・感染症)		感染症の予防及びまん延の防止			虐待の防止	
研修実施	訓練実施	委員会開催	研修実施	訓練実施	委員会開催	研修実施
年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい	年1回以上	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施すること
・感染症の業務継続計画に係る研修と感染症の予防及びまん延の防止のための研修を一体的に実施することも差し支えない。 ・感染症の業務継続計画に係る訓練と感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を一体的に実施することも差し支えない。					委員会の開催、指針の整備、研修の実施又は担当者の設置が出来ていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算となる。	
委員会開催、研修実施や訓練実施にあたっては、他の委員会、他の研修や他の訓練と一体的に設置・運営することとして差し支えない。ただし、一体的に行った場合もそれぞれの委員会、それぞれの研修やそれぞれの訓練について日時、出席者、議論した内容、研修した内容や訓練した内容がわかるように記録に残すこと。						

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

サービスの提供の記録

(3). 指摘内容

サービス提供の記録の作成漏れや記入誤りのある事例が認められた。記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

秘密保持等

(3). 指摘内容

個人情報使用同意書に利用者の家族の同意欄が設けられていなかった。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

運営規程

(3). 質問

虐待防止、身体的拘束、BCP（業務継続計画）の策定について、運営規程と重要事項説明書に追加する必要があるか。

(4). 回答

虐待防止の事項については、重要事項説明書に記載する必要はないが、運営規程に記載する必要がある。身体的拘束やBCP（業務継続計画）については、どちらも記載する必要はない。

(1). サービス種別

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(2). 項目

貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

(3). 質問

利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものか。

(4). 回答

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数

(1). サービス種別

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(2). 項目

貸与と販売の選択制

(3). 質問

医師やリハビリ専門職に意見聴取が円滑に行えない場合は、介護支援専門員や福祉用具貸与事業所やその他サービス担当者からの意見聴取のみでも問題ないか。

(4). 回答

介護支援専門員から意見を聴取する場合、介護支援専門員が、医師・リハビリテーション専門職等の意見を聴取している場合は、併せて確認すること。

必要な情報提供及び多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行う必要があるという観点から、複数の意見を聴取することが望ましい。

利用者に遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(1). サービス種別

特定福祉用具販売

(2). 項目

特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認

(3). 質問

販売後の状況確認については、どの程度の期間を追う必要があるのか。試用期間を経て購入になる場合は、購入品引渡し時を最終確認とする認識で良いか。

(4). 回答

販売後、少なくとも1回、特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認が必要である。

(1). サービス種別

特定福祉用具販売

(2). 項目

複数個支給

(3). 質問

複数の特定福祉用具給付は可能か。

(4). 回答

既に購入した福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が支給が必要と認めるときは、複数個支給も考えられる（介護保険法施行規則第 70 条第2項）。

以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認ください。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、**忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）**
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）